

愛媛県地域密着型サービス評価事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）において実施するサービス評価（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）第86条第2項に規定する自己評価及び外部評価をいう。）を円滑かつ効果的に推進するため必要な事項を定めることを目的とする。

(サービス評価の趣旨)

第2条 事業所におけるサービス評価は、次の各号に掲げる目的を達成するために実施するものである。

- 一 事業所の利用者及び家族の安心と満足の確保を図ること。
- 二 事業所におけるサービスの水準を一定以上に維持するとともに、継続的な評価の実施を通じて、サービスの改善点を明確にし、改善に向けた関係者の自発的努力と体制づくりを促すこと。
- 三 事業所におけるサービスの内容に関する情報を広く開示し、利用者又は利用予定者及びその家族等による適切なサービスの選択や決定を支援すること。

第2章 自己評価

(自己評価の基本方針)

第3条 自己評価は、その内容及び範囲において、全ての事業所が常に遵守しなければならない介護保険法第78条の4第1項及び第2項又は第115条の14第1項及び第2項に規定する市町の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）を上回ることを前提として、事業者が、提供するサービスの現状を多角的に分析し、改善すべき点を発見する契機とするために実施されるものとする。

(自己評価の実施)

第4条 自己評価は、事業所を設置、運営する法人代表者の責任の下、事業所の管理者が、別表第1、別表第1の2及び別表第1の3により、介護従業者と協議の上で行わなければならない。

- 2 前項の場合において、複数の共同生活住居を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所の自己評価は、共同生活住居ごとに行うものとする。
- 3 事業所は、自己評価の実施にあたっては、個々の評価項目の達成状況を調べるとともに、各項目に対応する指定基準の遵守状況についても、併せて確認しなければならない。
- 4 第1項の自己評価結果は、完了した日から2年間保存しなければならない。

(自己評価の実施頻度)

第5条 前条の自己評価は、少なくとも1年に1回、自らが提供するサービスの質に関する評価を実施しなければならない。ただし、新規に開設する事業所については、開設後概ね

6ヶ月を経過した後に実施するものとする。

第6条 削除

(自己評価結果の公開)

第7条 事業所は、第4条の自己評価結果を、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付して説明し、かつ、事業所の見やすい場所に掲示し、利用者の家族に送付する等の方法で開示しなければならない。

第3章 外部評価

第1節 総則

(外部評価の基本方針)

第8条 外部評価は、事業所が、前章の自己評価の実施後、第三者の視点による評価を受け、その結果と自己評価結果との異同について考察した上で、これらの状況を踏まえて総括的な評価を行い、もってサービス評価の客観性を高めるとともに、サービスの質の改善を図るために実施されるものとする。

第2節 外部評価の実施

(外部評価の実施手続)

第9条 事業所は、外部評価を受けようとするときには、第17条の外部評価機関（以下「評価機関」という。）に申し込むものとする。

- 2 前項の申込を行った事業所は、評価機関との間で業務委託契約を締結し、当該契約に基づき、当該評価機関に対して評価手数料を支払うものとする。
- 3 評価機関は、評価機関において定める外部評価業務実施要領及び前項の契約に基づき外部評価を実施するものとする。

(外部評価の実施頻度)

第10条 事業所は、その事業所ごとに、少なくとも年に1回は第17条第1項の規定により選定された評価機関による外部評価の訪問調査を受けなければならない。なお、新規に開設する事業所については、事業を開始した日から1年以内に第17条第1項の規定により選定された評価機関による外部評価の訪問調査を受けなければならない。

- 2 削除
- 3 第1項の場合において、指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居を増設する場合には、市町が当該変更に係る変更届を受理した日を事業を開始した日とみなす。
- 4 県は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を全て満たす事業所について、外部評価の実施を2年に1回とすることができる。
 - 一 これまで、外部評価を5回継続して実施していること。
 - 二 自己評価結果、外部評価結果及び目標達成計画を評価機関に提出していること。
 - 三 過去1年間に運営推進会議が6回以上開催され、かつ、市町職員又は地域包括支援センター職員が4回以上出席していること。
 - 四 自己評価結果及び外部評価結果のうち、外部評価項目の39のb、40のb、40のc、48のa、48のb、48のe及び51のeが適切であること。
- 5 県は、前項の要件を満たす事業所を決定するにあたり、当該事業所の指定及び監督を行

っている市町と外部評価の実施を2年に1回とすることについて協議し、同意を得るものとする。

- 6 市町は、前項の同意をするにあたり、指導監督の状況を考慮することとし、次のいずれかに該当する場合は同意をすることはしないものとする。なお、特別な事情がある場合は、個別に県と協議を行うものとする。
 - 一 過去に不利益処分が行われている場合。
 - 二 勧告及び指導を行ったが、改善されていない若しくは不十分である場合。
 - 三 その他、市町が同意するに相当しないと判断した場合。
- 7 県は、第5項の同意を得た事業所に対し、外部評価の実施が2年に1回となることについて通知するものとする。
- 8 外部評価の実施が2年に1回となった事業所は、1年目に外部評価を実施し、2年目に免除となるものとする。なお、前項の通知は免除となる年に送付するものとする。

(外部評価の構成)

- 第11条 評価機関は、第12条の書面調査及び第13条の訪問調査の結果を総合して、評価結果を決定するものとする。
- 2 前項の調査を行う評価調査員は、評価調査1件につき2人以上とし、うち1人を主任評価調査員とするものとする。
 - 3 複数の共同生活住居を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所については、特段の事情がある場合を除き、全ての共同生活住居を調査対象とし、事業所全体を単位として評価結果を決定しなければならない。

(書面調査)

- 第12条 評価機関は、次の各号に掲げるところにより書面調査を行う。
- 一 事業所現況調査 外部評価を受ける事業所から、情報提供票（別表第2）、その他事業所の運営やサービス提供に係る文書の送付を受けて行う。ただし、介護保険法に定める介護サービス情報の公表制度の基本情報項目が報告されている場合は、情報提供票に代わるものとして扱うものとする。
 - 二 自己評価調査 外部評価を受ける事業所から第4条の自己評価結果（別表第1、別表第1の2及び別表第1の3）の送付を受けて行う。
 - 三 利用者家族調査 原則として、外部評価を受ける事業所を通じて、当該事業所の全利用者の家族に対して、利用者家族等アンケート用紙（別表第3）を送付し、直接評価機関宛てに回答の送付を受けることにより行う。
 - 四 地域調査 原則として、外部評価を受ける事業所を通じて、当該事業所の運営状況等を審議する運営推進会議の構成員に対して、地域アンケート用紙（別表第3の2）を送付し、直接評価機関宛てに回答の送付を受けることにより行う。

(訪問調査)

- 第13条 訪問調査は、評価機関が書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問することにより実施するものとする。
- 2 訪問調査は、原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び別表第1の2の外部評価項目に関する状況の調査を行うものとする。

- 3 訪問調査に当たる評価調査員は、所定の調査作業を終了した後、当該事業所の管理者等を交えて、調査の総括及び確認を行わなければならない。
- 4 評価調査員は、訪問調査の結果、明らかな指定基準違反により利用者に対するサービスの質が著しく低下している等、緊急を要する事項を発見した場合は、所属する評価機関を通じて当該事実を所管の市町に通報する等、適切に対応しなければならない。
- 5 前項において、通報を受けた市町は、速やかに適切な対処を行うとともに必要に応じて県に報告するものとする。
- 6 評価調査員は、訪問調査を実施するに当たっては、評価機関が交付した身分証明書を携帯し、調査対象となった事業所からの求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

(外部評価結果の決定等)

- 第 14 条 第 11 条第 2 項の主任評価調査員は、訪問調査実施後速やかに、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、別表第 1 の 2 の外部評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意に基づく調査報告書を作成し、評価機関に提出するものとする。
- 2 前項の調査報告書の提出を受けた評価機関は、報告書の内容を確認した上で、評価を実施した事業所に対して調査結果に関する意見を照会するものとする。
 - 3 前項の調査結果に関する照会を受けた事業所は、調査結果に異議及び意見があるときは、挙証資料を添えて、評価機関が定める日までにこれらを提出することができる。
 - 4 評価機関は、前項の異議及び意見がない場合は第 1 項の調査報告書の内容を踏まえ、同項の異議及び意見がある場合は、当該異議及び意見を参酌して当該調査報告書の内容を検討し、評価結果を決定するものとする。この場合において、評価結果の決定に先立って専門的な観点から審査を行う必要があると認められるときは、評価審査委員会を開催し、その審査結果を踏まえて評価結果を決定しなければならない。
 - 5 評価機関は、前条の訪問調査を実施した日から 60 日以内に、前項の評価結果を決定するよう努めなければならない。
 - 6 削除
 - 7 評価機関は、評価結果を決定した場合には、当該結果を事業所に通知しなければならない。
 - 8 削除

(評価結果等の公開等)

- 第 15 条 評価機関は、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療ネットワークシステム（WAMNET）を利用して自己評価及び外部評価の評価結果(別表第 1、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3)並びに第 16 条第 1 項に定める目標達成計画（別表第 1 の 4）（以下「評価結果等」という。）を公開するとともに、事業所が所在する市町に対して、別紙 1 により、評価結果等を送付するものとする。
- 2 削除
 - 3 第 1 項の評価結果等の送付を受けた市町は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、管内指定事業所の概要とともに、当該評価結果等を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、これらの情報を市町の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示を行い当該情報の閲覧環境を整備する等の広報に努めるものとする。

- 4 事業所は、第1項の評価結果等を次の各号などにより広く公表しなければならない。
 - 一 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付して説明すること。
 - 二 事業所内の見やすい場所に掲示すること。
 - 三 自ら設置するホームページのある事業所は、当該ホームページに掲示すること。
 - 四 利用者及び利用者の家族へ交付すること。
 - 五 運営推進会議において説明すること。
- 5 事業所は、2年間、評価結果等を保存しなければならない。
- 6 県は、定期的に県内の事業所のサービス評価の実施状況を公表するものとする。

(目標達成計画の作成と報告等)

- 第16条 事業所は、第14条第7項の外部評価結果の通知を受けた日から概ね30日以内に、優先順位の高い項目に関する目標達成計画(別表第1の4)を、評価機関に対して報告しなければならない。
- 2 事業所は、前項の目標達成計画を作成した段階で、サービス評価の実施と活用状況(別表第1の5)を記入するものとし、運営推進会議等で説明することが望ましい。
 - 3 事業所は、第1項の目標達成計画の達成状況及び第2項のサービス評価の実施と活用状況について、前条第1項の規定により公開される評価結果等と併せて公開するよう、評価機関に対して依頼することができる。

第3節 外部評価機関

(総則)

- 第17条 外部評価機関は、県が、次条から第22条までの規定に基づき、これを選定する。
- 2 前項の選定の有効期間は、3年間とする。ただし、初めて第25条に規定する選定の更新を受けるまでの間に限り、5年間とする。

(評価機関の適格性)

- 第18条 評価機関は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。
- 一 愛媛県内に事務所を有する法人であること。
 - 二 保健、福祉又は医療に関連する事業を行うことを目的とするものであること。
 - 三 法令上、外部評価事業を行うにあたって事業目的が制約されていないこと。
 - 四 当該法人が、介護保険サービスを提供し、又は業として事業所の運営面に関与していないこと。
 - 五 当該法人の理事又は社員、第20条に規定する評価審査委員会の委員等(以下「社員等」という。)の過半数を、事業者の役職員や事業所の運営面に現に関与している者又は事業者により組織される団体の役職員(以下「事業所関係者」という。)が占めていないこと。
 - 六 第4号又は前号に準ずる事由(当該法人又は当該法人の社員等の過半数が、人事又は資金等の関係を通じて、他の介護保険サービスを提供し、又は業として事業所の運営面に関与している法人等の運営方針に対して、重要な影響を与えることができると認められる場合に限る。)がないこと。
 - 七 外部評価に関する業務を行う上で十分な資金計画を立てられている等、安定的な事業運営が可能であると認められること。

八 その他外部評価の実施を円滑に進める上で適当でないと思えられる事由がないこと。

(評価調査員に関する基準)

第 19 条 評価機関が配置すべき評価調査員の員数については、外部評価の実施件数が年間 25 件までは 5 以上、25 件を超え 5 件又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上を標準とする。

2 前項の評価調査員は、第 37 条第 1 項の規定に基づき県に登録されている者でなければならない。

3 第 1 項の評価調査員は、同時に複数の評価機関に所属してはならない。

4 評価機関は、評価調査の経験を有する評価調査員を、半数以上確保するよう努めなければならない。

(評価審査委員会に関する基準)

第 20 条 評価機関は、評価審査委員会を設置しなければならない。

2 評価審査委員会は、評価機関において定めるところにより、認知症介護に関する学識経験者、事業者及び認知症高齢者の家族代表又はサービス利用者団体関係者等の各区分から広く選出した委員 3 名以上をもって組織しなければならない。

3 前項の評価審査委員会は、第 14 条第 4 項後段に規定する審査を行うほか、毎年定期的開催し、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化に努めなければならない。

(事務担当者に関する基準)

第 21 条 評価機関は、第 14 条から第 16 条までに規定する手続きを行うための担当者を、事業の規模に応じて必ず配置しなければならない。

(評価実施の体制等に関する基準)

第 22 条 評価機関は、評価実施に関して、次の各号に掲げる諸規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制を整備しなければならない。

一 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、評価結果情報の公開等に関する事項を規定した外部評価業務実施要領

二 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業所との間で締結する外部評価業務実施契約書の様式

三 必要に応じて、評価調査員養成研修実施要領

四 必要に応じて、第 29 条に規定する協力機関との間で締結する業務委託契約書の様式

(評価機関の活動情報の公表)

第 22 条の 2 評価機関は、事業年度終了後、前年度の評価実績、収支決算、手数料の積算根拠などの活動情報を公表しなければならない。

(外部評価の信頼性を損なう評価等の禁止)

第 23 条 評価機関は、外部評価の信頼性を損なうような評価を行ってはならない。

2 評価機関は、その社員等の一部を、事業所関係者が占めている場合においては、これらの者が現に所属し、あるいは、現に業として関係している事業所の評価を行ってはならない。

- い。当該機関を運営する法人の役員又は第 20 条に規定する評価審査委員会の委員の配偶者又は同一の生計を営む者等が、事業所関係者である場合についても、また同様とする。
- 3 評価機関は、評価結果の決定に関して便宜を図ること等の対価として、事業所及び事業所関係者等から、評価手数料以外の金品その他の財産上の利益を受けてはならない。
 - 4 評価機関は、正当な理由がなく、評価業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、また、当該秘密を厳守するために、必要な措置を講じなければならない。
 - 5 評価機関は、評価に関して、事業所の利用者及びその家族等の人権並びに事業者の正当な利益を侵害する行為をしてはならない。

(選定手続)

- 第 24 条 第 17 条の選定を受けようとする法人は、次の各号に掲げる書類を添付して、「地域密着型サービス外部評価機関選定申請書」(様式第 1 号)を県に提出し、その審査を受けなければならない。ただし、法人の設置又は変更の認可等を申請中の団体が選定を受けようとする場合には、第 1 号の書類に代えて、当該設置認可等の申請が受理されている旨の証明書を添付し、認可等され次第提出すれば足りるものとする。
- 一 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿謄本
 - 二 外部評価調査員名簿、外部評価調査員登録証及び就任承諾書
 - 三 外部評価調査員養成計画書及び養成研修の内容を明らかにした書類
 - 四 評価審査委員会委員名簿及び各委員の就任承諾書
 - 五 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
 - 六 外部評価業務実施要領
 - 七 事業所との外部評価業務実施契約書(様式)
 - 八 評価手数料及びその算定根拠
 - 九 外部評価業務に関する異議申立及び苦情処理に係る措置の概要
 - 十 直近の決算期における決算報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
 - 十一 事業計画書及び選定有効期間中における収支予算書
 - 十二 その他審査に当たって必要と認める書類
- 2 県は、前項の申請を審査するに当たっては、愛媛県地域密着型サービス評価事業運営委員会に諮り、意見を聴かななければならない。
 - 3 県は、審査の結果、第 1 項の申請を行った法人を評価機関として選定した場合は、当該法人に対して「地域密着型サービス外部評価機関選定通知書」(様式第 2 号)により通知しなければならない。
 - 4 県は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の員数等の情報を、所管の県内の事業所等に市町を通じるなどの方法により公表しなければならない。

(選定の更新)

- 第 25 条 評価機関は、第 17 条第 2 項の有効期間の満了後においても、引き続き同条第 1 項の選定を受けようとする場合は、有効期間の満了する日の 30 日前までに、前条第 1 項各号に掲げる書類を添付して、「地域密着型サービス外部評価機関選定更新申請書」(様式第 3 号)を県に提出し、その審査を受けなければならない。ただし、前条第 1 項各号に掲げる書類のうち、既に提出し、その内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、評価機関の選定の更新について準用する。

(変更の届出)

第26条 評価機関は、第24条第1項各号に掲げる書類のいずれかに変更が生じた場合は、変更のあった日から10日以内に、「地域密着型サービス外部評価機関変更届出書」(様式第4号)に変更後の該当書類を添付して、県に届け出なければならない。

2 第24条第4項の規定は、評価機関の変更の届出について準用する。

(廃止の届出)

第27条 評価機関は、選定を受けた後に評価事業を廃止しようとする場合は、廃止の90日前までに、「地域密着型サービス外部評価機関廃止届出書」(様式第5号)により、県に届け出なければならない。

2 県は、前項の届出を受理したときは、速やかに市町を通じるなどの方法により県内の事業所等に公表するとともに、事後の外部評価が円滑に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(選定の取消し等)

第28条 県は、評価機関が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、選定を取り消すことができる。

一 第18条から第22条までに規定する選定要件のいずれかが欠けたとき。

二 第23条において禁止する行為があったとき。

三 法令に違反する行為があったとき。

四 その他評価機関として不適当と認められる行為があったとき。

2 県は、前項各号に関する事実を確認するために、必要に応じて、評価機関から書類の提出を求め、評価機関の役職員等から事情を聴取し、又は必要な調査を行うことができる。

3 前項の場合において、評価機関は積極的に調査等に協力するとともに、県の指示に従わなければならない。

4 県は、第2項の調査等により、評価機関としての要件を欠く事実を確認した場合は、評価機関に対して、期限を付して当該事実の是正を求めるとし、是正されないときは選定を取り消すものとする。ただし、当該事実が重大かつ明白な違反である場合は、是正指導を経ず、直ちに取消すことができる。

5 県は、評価機関の選定を取り消すに当たっては、愛媛県地域密着型サービス評価事業運営委員会に諮り、意見を聴かななければならない。

6 県は、評価機関の選定を取り消した場合は、当該機関に対して、「地域密着型サービス外部評価機関選定取消通知書」(様式第6号)により、通知しなければならない。

7 第24条第4項の規定は、評価機関の選定の取消しについて準用する。

第4節 協力機関

(協力機関の業務等)

第29条 評価機関は、地域密着型サービス評価事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて協力機関に、次の各号に掲げる業務の全部又は一部を行わせることができる。

一 評価の実務に関して、評価調査員及び評価機関からの一般的な相談業務に応じること。

二 評価の実務に関して、評価調査員及び評価機関に対する必要な技術的支援を行うこと。

三 評価機関が自ら第 31 条第 2 項各号に規定する評価調査員養成研修を実施する場合において、その運営に関して適宜必要な協力を行うこと。

四 第 36 条第 1 項に規定する場合において、第 31 条第 2 項各号に規定する評価調査員の養成研修を実施すること。

2 前項の業務は、評価機関との委託契約に基づき、一般社団法人愛媛県地域密着型サービス協会がこれを行うものとする。

(協力機関の義務等)

第 30 条 協力機関は、第 14 条に規定する評価報告書の内容の決定並びに評価結果の検討に関与してはならない。ただし、評価調査員及び評価機関から一般的な技術的助言を求められたことに対する回答を妨げるものではない。

2 協力機関は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、また、当該秘密を厳守するために、必要な措置を講じなければならない。

第 5 節 外部評価調査員

(評価調査員養成研修の実施)

第 31 条 第 19 条の評価調査員の養成は、評価機関が自ら実施し、又は他の適切な法人、団体等に研修の実施を委託することにより行う。

2 評価調査員養成研修は、第 32 条第 1 項の規定に基づく県の登録を受けて評価調査員の養成を行う者（以下「登録養成機関」という。）が、次の各号に掲げる研修を実施するものとする。

一 基礎研修 別表第 4 に定める標準的なカリキュラムに基づき実施する。

二 現任者研修 別表第 5 に定める標準的なカリキュラムに基づき実施する。

3 前項の研修を担当する講師は、認知症介護指導者養成研修修了者、愛媛県地域密着型サービス評価事業運営委員会の委員等、県が適当と認めた者でなければならない。

4 評価機関は、第 2 項第 1 号の研修が実施されるときは、愛媛県内の在住者であり、かつ、事業所関係者等でない等、第三者として客観的な観点から評価の実務を行うことができる者と県が認める者の中から、次の各号に掲げる条件を総合的に勘案して研修受講者を決定するものとする。

一 介護経験の有無

二 介護に関する実務経験の有無

三 高齢者介護に関する研修受講の有無

四 介護分野に限らず、相談・支援等に関する経験の有無

五 評価調査員として実際に従事可能と見込まれる年間の日数

5 評価機関は、現に評価調査員として業務に従事する者が第 2 項第 2 号の研修を受講するため、必要な便宜を図るよう努めなければならない。

6 登録養成機関は、調査員養成研修の実施後速やかに、受講修了者の氏名、生年月日、保有資格、経歴、修了した課程及び研修受講状況並びに修了年月日を記載した名簿を含む研修実施報告書を作成し、各受講修了者に係る修了証明書を添えて県に提出しなければならない。

7 調査員養成研修の実施に関する費用は、評価機関がこれを負担する。

8 評価機関及び登録養成機関は、調査員養成研修の実施内容について、県と協議するものとする。

(評価調査員養成機関の登録等)

第 32 条 県は、前条の研修を実施する登録養成機関に係る登録を、その登録を受けようとする者からの申請により行う。

2 前項の登録を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、「地域密着型サービス外部評価調査員養成研修実施機関登録申請書」(様式第7号)を、事業年度における初回の調査員養成研修を実施する30日前までに県に提出し、その審査を受けなければならない。ただし、当該申請者が評価機関である場合は、第4号及び第6号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 評価調査員養成研修の名称
- 三 評価調査員養成研修を行う施設の所在地
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 実施年度における調査員養成研修実施計画
- 六 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 七 受講料その他調査員養成研修の受講者から受領する金額
- 八 調査員養成研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目
- 九 前号の講師に係る就任承諾書
- 十 その他登録に関し必要があると認める事項

3 登録養成機関は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- 一 保健、医療又は福祉に関連する事業を行う民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人その他公益を目的として保健・医療又は福祉に関連する事業を行う法人又は団体(以下「法人等」という。)であること。
- 二 第31条第2項に規定する研修事業を毎年各1回以上、適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。
- 三 講師や会場等の研修体制、事務処理体制並びに会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理並びに研修修了者名簿の継続的な管理を適切に行う体制があること。
- 四 研修受講者に研修内容等を明示するため、開講目的、研修事業の名称、研修の実施場所、研修課程、講師氏名、研修修了の認定方法、受講資格、受講手続、受講料等を明らかにした規定を定めていること。

4 県は、審査の結果、第2項の申請書を提出した法人等を、登録養成機関として登録した場合は、「地域密着型サービス外部評価調査員養成研修実施機関登録通知書」(様式第8号)により当該法人等に通知しなければならない。

5 登録養成機関の登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

(登録養成機関の登録更新)

第 33 条 登録養成機関は、前条第5項の有効期間満了後においても、同条第1項の登録を引き続き受けようとする場合は、有効期間の満了する30日前までに、前条第2項各号に掲げる書類及び第31条第2項各号に掲げる研修の実施に係る実績報告書を添付して、「地域密着型サービス外部評価調査員養成研修実施機関登録更新申請書」(様式第9号)を県に提出し、その審査を受けなければならない。ただし、前条第2項各号に掲げる書類のうち、既に提出し、その内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

2 前条第4項及び第5項の規定は、登録養成機関の登録更新について準用する。

(評価調査員養成研修の変更及び辞退)

第34条 登録養成機関は、第32条第2項各号で定める事項を変更するとき又は当該事業を辞退するときには、変更し、又は辞退しようとする日の2週間前までに、「地域密着型サービス外部評価調査員養成機関変更(辞退)届出書」(様式第10号)により、県に届け出なければならない。

(評価調査員養成研修の登録の取消し)

第35条 県は、登録養成機関が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該登録養成機関の登録を取り消すことができる。

- 一 第32条第3項各号に掲げる要件のいずれかが欠けたとき。
- 二 法令に違反する行為があったとき。
- 三 その他登録養成機関として不適当と認められる行為があったとき。

2 県は、登録養成機関の登録を取り消した場合は、当該機関に対して、「地域密着型サービス外部評価調査員養成研修実施機関登録取消通知書」(様式第11号)により通知しなければならない。

3 第28条第2項から第5項までの規定は、登録養成機関の取消しについて準用する。

(評価調査員養成研修を行う者がいない場合等の措置)

第36条 県は、評価調査員養成研修を実施する者がいないとき、第34条の規定による登録の辞退の届出があったとき、前条の規定に基づき第32条第1項の登録を取り消したときその他必要と認めるときは、第29条に規定する協力機関が登録養成機関としての登録を受けたものとみなし、当該協力機関に第31条第2項の研修の全部又は一部を行わせることができる。

2 第31条第3項から第7項まで及び第32条第3項第2号から第4号までの規定は、協力機関が第31条第2項の研修の全部又は一部を実施する場合について準用する。

(評価調査員の登録)

第37条 県は、第31条第2項第1号の研修を修了した者のうち、登録養成機関から提出のあった第31条第6項の研修実施報告書に基づき審査を行い、適当と認められる者を、評価調査員として登録する。

2 県は、前項の登録を行ったときは、当該評価調査員に対して、「地域密着型サービス外部評価調査員登録証明書」(様式第12号及び第13号)を交付しなければならない。

3 削除

4 評価調査員の登録有効期間は、3年以内とする。

(評価調査員の登録更新)

第38条 県は、評価調査員が登録を更新しようとする場合においては、登録有効期間が満了する日の30日前までに、評価機関から、当該評価調査員について、評価調査業務への従事状況や第39条において禁止する行為の有無、第31条第2項各号の受講状況等に関する報告書類の提出を受けた上でこれを審査し、適当と認める者について登録を更新する。

2 前条第2項から第4項までの規定は、評価調査員の登録更新について準用する。

(外部評価の信頼性を損なう調査等の禁止)

第 39 条 評価調査員は、外部評価の信頼性を損なうような調査を行ってはならない。

- 2 評価調査員は、評価結果の決定等に関して便宜を図ること等の対価として、事業所及び事業所関係者から、金品その他の財産上の利益を受けてはならない。
- 3 評価調査員は、正当な理由がなく、評価調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。評価調査員でなくなった場合においても、また同様とする。
- 4 評価調査員は、評価調査に関して、事業所の利用者及びその家族等の人権並びに事業所事業者の正当な利益を侵害する行為をしてはならない。

(評価調査員の登録取消し等について)

第 40 条 県は、評価調査員が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 事業所関係者としての立場を有するに至ったとき。
 - 二 前条において禁止する行為があったとき。
 - 三 法令に違反する行為があったとき。
 - 四 その他評価調査員として不適当と認められる行為があったとき。
- 2 県は、評価調査員の登録を取り消した場合は、当該評価調査員に対して、「地域密着型サービス外部評価調査員登録取消通知書」(様式第 14 号)により通知しなければならない。
- 3 第 28 条第 2 項から第 5 項までの規定は、評価調査員の登録の取消しについて準用する。

第 4 章 雑則

(不服申し立て)

第 41 条 第 28 条第 1 項、第 35 条第 1 項及び前条第 1 項の規定に基づく処分を受け、その処分に不服がある者は、当該処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、書面により不服を申し立てることができる。

- 2 愛媛県地域密着型サービス評価事業運営委員会は、前項の不服申立書を受理した場合は、調査を実施し、必要に応じて審議を行い、その結果を当該不服を申し立てた者に通知しなければならない。

(その他)

第 42 条 この要綱に定めるもののほか、サービス評価事業を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 1 月 12 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第 1 から別表第 3 までについては、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとし、それまでの間はなお従前の例による。

(経過措置)

- 2 第 10 条の規定にかかわらず、グループホームは、平成 16 年 9 月末までに開設された事業所にあつては、平成 17 年 9 月末までの間に 1 回、評価機関による評価を受ければ足

りるものとする。

- 3 平成 17 年 3 月 31 日までの間は、第 24 条第 2 項、第 28 条第 5 項、第 31 条第 4 項及び第 41 条第 2 項中「愛媛県認知症高齢者グループホームサービス評価事業運営委員会」とあるのは「愛媛県痴呆性高齢者グループホームサービス評価事業検討委員会」と読み替える。
- 4 第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間は、高齢者認知症介護研究・研修東京センター（以下「東京センター」という。）を、県が選定した外部評価機関とみなす。
- 5 平成 17 年 3 月 31 日までに東京センターが実施する外部評価調査員養成研修を修了し、かつ、同センターにおいて評価調査員として登録されている者について、県は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日付けで評価調査員として登録する。
- 6 第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年度中に評価機関としての選定を申請する法人にあっては、同年度中に実施する第 31 条第 2 項第 1 号の研修の修了者が、第 37 条第 1 項の規定に基づき評価調査員として登録されるまでの間は、当該研修の受講者又は受講予定者を確保していることをもって、同数の評価調査員を確保しているものとみなす。

附 則

この改正は、平成 17 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 19 年 3 月 15 日から施行する。
(経過措置)
- 2 1 にかかわらず指定認知症対応型共同生活介護事業所に関しては、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとし、それまでの間はなお従前の例による。
ただし、平成 19 年 4 月 1 日までに第 9 条の外部評価の申し込みを行った指定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該申し込み分に限り、平成 19 年 4 月 1 日以降も従前の様式により自己評価及び外部評価の公表を行うことができる。
- 3 平成 19 年 3 月 31 日までに外部評価結果を公表した指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、平成 19 年 4 月 1 日以降、最初に受ける外部評価に限り、第 10 条中「第 15 条第 2 項の規定に基づき、事業所の所在する市町が事業所に通知した評価結果の受理日」とあるのは「ワムネットに掲載された日」と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 1 にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までに第 13 条の訪問調査を受けなければならなかった事業所については、なお従前の例による。
- 3 平成 21 年度については、第 10 条の規定にかかわらず、県が別に通知する期日までに第 13 条の訪問調査を受ければ足りるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。